

豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

豊崎幼稚園を廃止することに伴い、関係規則について規定の整理等をするためのものである。

2 改正内容

(1) 当該規則改正に伴い、次に掲げる規則は一部改正する。

現行	改正後																																								
<p>イ 八戸市教育委員会公印規則（昭和 39 年八戸市教育委員会規則第 4 号）</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八戸市立島守中学校長印</td> <td>八戸市立島守中学校長之印</td> </tr> <tr> <td>八戸市立豊崎幼稚園印</td> <td>八戸市立豊崎幼稚園之印</td> </tr> <tr> <td>八戸市立豊崎幼稚園長印</td> <td>八戸市立豊崎幼稚園長之印</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法(方ミリメートル)</th> <th>管理者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>島守中学校長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>豊崎幼稚園長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>豊崎幼稚園長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	様式	(略)		八戸市立島守中学校長印	八戸市立島守中学校長之印	八戸市立豊崎幼稚園印	八戸市立豊崎幼稚園之印	八戸市立豊崎幼稚園長印	八戸市立豊崎幼稚園長之印	寸法(方ミリメートル)	管理者	摘要	(略)			18	島守中学校長		45	豊崎幼稚園長		18	豊崎幼稚園長		<p>イ 八戸市教育委員会公印規則（昭和 39 年八戸市教育委員会規則第 4 号）</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八戸市立島守中学校長印</td> <td>八戸市立島守中学校長之印</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法(方ミリメートル)</th> <th>管理者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>島守中学校長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	様式	(略)		八戸市立島守中学校長印	八戸市立島守中学校長之印	寸法(方ミリメートル)	管理者	摘要	(略)			18	島守中学校長	
公印の種類	様式																																								
(略)																																									
八戸市立島守中学校長印	八戸市立島守中学校長之印																																								
八戸市立豊崎幼稚園印	八戸市立豊崎幼稚園之印																																								
八戸市立豊崎幼稚園長印	八戸市立豊崎幼稚園長之印																																								
寸法(方ミリメートル)	管理者	摘要																																							
(略)																																									
18	島守中学校長																																								
45	豊崎幼稚園長																																								
18	豊崎幼稚園長																																								
公印の種類	様式																																								
(略)																																									
八戸市立島守中学校長印	八戸市立島守中学校長之印																																								
寸法(方ミリメートル)	管理者	摘要																																							
(略)																																									
18	島守中学校長																																								
<p>ロ 八戸市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則（昭和 41 年八戸市教育委員会規則第 3 号）</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校の職員   <b>園長 教諭</b>   技能主事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	学校の職員   <b>園長 教諭</b>   技能主事	(略)	<p>ロ 八戸市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則（昭和 41 年八戸市教育委員会規則第 3 号）</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校の職員   技能主事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	学校の職員   技能主事	(略)																																		
(略)																																									
学校の職員   <b>園長 教諭</b>   技能主事																																									
(略)																																									
(略)																																									
学校の職員   技能主事																																									
(略)																																									

現行	改正後
<p>ハ 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和 37 年八戸市教育委員会規則第 1 号）</p> <p>（災害発生の報告）</p> <p>第 2 条 八戸市立学校の校長<b>又は園長</b>（以下「校長<b>又は園長</b>」という。）は、（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（補償請求の手続）</p> <p>第 8 条 法及び条例の規定により、補償（傷病補償を除く。）を受けようとする者は、次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長<b>又は園長</b>を経由して（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（校長又は園長の助力及び証明）</p> <p>第 13 条 法及び条例の規定により補償を受けべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な<b>手続き</b>を行うことが困難であるときは、学校医等の所属学校の校長<b>又は園長</b>は、これに必要な助力を与えるものとする。</p> <p>2 学校医等の所属学校の校長<b>又は園長</b>は、法及び条例の規定により補償を受けべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。</p>	<p>ハ 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和 37 年八戸市教育委員会規則第 1 号）</p> <p>（災害発生の報告）</p> <p>第 2 条 八戸市立学校の校長（以下「校長」という。）は、（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（補償請求の手続）</p> <p>第 8 条 法及び条例の規定により、補償（傷病補償を除く。）を受けようとする者は、次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（校長又は園長の助力及び証明）</p> <p>第 13 条 法及び条例の規定により補償を受けべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な<b>手続</b>を行うことが困難であるときは、学校医等の所属学校の校長は、これに必要な助力を与えるものとする。</p> <p>2 学校医等の所属学校の校長は、法及び条例の規定により補償を受けべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。</p>

(2) 当該規則改正に伴い、次に掲げる規則は廃止する。

イ 八戸市立幼稚園管理規則（昭和 49 年八戸市教育委員会規則第 3 号）

ロ 八戸市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の加算措置を受ける職員並びに加算割合を定める規則（平成 3 年八戸市教育委員会規則第 2 号）

### 3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

## 八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 1. 改正の理由

奨学生志願の申請手続に係る市・県民税課税(所得)証明書の添付を省略できるよう所要の改正をするものである。

### 2. 改正の主な内容

#### (1) 奨学生志願の申請手続について (規則第2条関連)

改正前	改正後
(奨学生志願の申請手続) 第2条 条例第7条第1項の規定により奨学生に志願しようとする者(条例第4条に規定する志願資格を有する者に限る。)は、奨学生採用申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育長が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。 (1) 奨学生推薦書(別記第2号様式) (2) 家庭状況書(別記第3号様式) (3) 保証人承諾書(別記第4号様式) (4) 市・県民税課税(所得)証明書	(奨学生志願の申請手続) 第2条 条例第7条第1項の規定により奨学生に志願しようとする者(条例第4条に規定する志願資格を有する者に限る。)は、奨学生採用申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育長が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。 (1) 奨学生推薦書(別記第2号様式) (2) 家庭状況書(別記第3号様式) (3) 保証人承諾書(別記第4号様式) (4) 市・県民税課税(所得)証明書 <u>2 教育委員会は、前項第4号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、課税資料閲覧取得同意書(別記第4号様式の2)によりその閲覧取得についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。</u>

#### (2) 各種様式変更について

以下の各様式について、記入しやすいように下線を追加、また、奨学生と連絡が取れる状態を維持するために電話番号やE-mailの記入欄を追加、連絡が取れなくなった場合に住所等を調査することに同意する一文を入れる等、様式を変更するもの。

- ・別記第2号様式(第2条関係)
- ・別記第3号様式(第2条関係)
- ・別記第4号様式の2(第2条関係)
- ・別記第7号様式(第9条関係)
- ・別記第8号様式(第9条関係)
- ・別記第9号様式(第9条関係)
- ・別記第15号様式(第13条関係)
- ・別記第18号様式(第15条関係)
- ・別記第19号様式(第15条関係)
- ・別記第20号様式(第15条関係)
- ・別記第26号様式(第17条関係)
- ・別記第27号様式(第17条関係)
- ・別記第28号様式(第17条関係)
- ・別記第29号様式(第19条関係)

### 3. 施行期日

平成25年4月1日